

## 東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業について

### 1 事業内容

#### (1) 財源・予算額

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業に位置付け、地域支援事業交付金を活用。

- ・介護保険特別会計 地域支援事業費 任意事業費 介護用品給費  
85人×5,000円×12カ月=5,100,000円（その他 通信運搬費等あり）

#### (2) 事業内容

東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業運営要綱より抜粋

(目的) この事業は、在宅の高齢者等の介護に必要な紙おむつ等購入費に対して助成金を支給することにより、高齢者の保健衛生の向上及び介護にあたる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(受給対象者) 助成金の受給対象者は、東久留米市の介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、東久留米市内に住所を有する居宅において臥床等の状態のため常時紙おむつを使用し、かつ、要介護認定において要介護4又は要介護5と認定され、当該年度の市民税・都民税が非課税である者とする。

### 2 地域支援事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いの経緯

- ・平成27年度…介護用品支給事業については、保険給付の横出しサービスとして市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体が実施している状況に鑑み、平成26年度に実施している市町村においては当該事業を実施することが可能とする
- ・平成30年度…原則として任意事業の対象外としつつ、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とする
- ・令和2年度…平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中（平成30年度～32年度）に当該事業を実施している市町村に限り、第8期介護保険事業計画期間中（令和3～5年度）の実施を可能とする（例外的な激変緩和措置）
- ・令和3年度…地域支援事業実施要綱一部改正により支給要件の厳格化
- ・令和6年度以降…未定

### 3 検討の進捗

例外的な激変緩和措置が終了した場合、介護保険料を財源として実施する市町村特別給付または保健福祉事業に移行した際に、インセンティブ交付金のうち保険者機能強化推進交付金が充当可能であることについて東京都を通じて国の了解を得ている。担当課としては、限られた財源で家族介護支援のニーズに応えるため、令和6年度以降も事業の存続が図れるよう引き続き国の動向を注視しつつ取り組む。